



中津市監査委員告示第 10 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年7月15日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 木ノ下 素 信

措置状況報告書

監査の名称：令和7年度 定期監査

課 名：消防本部 総務課

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
(1)契約事務 ① 修繕業務において地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」の理由により特命随契（1者）をしているが、総務課及び契約検査課の合議を行っていない（令和6年11月1日以降は契約検査課のみ合議）。中津市随意契約ガイドラインに基づき適切な事務処理を求める。 ② 見積執行伺いの公印使用承認欄に押印がない起案書が散見される。中津市公印規則に基づき適切な事務処理を求める。 ③ 修繕業務や委託業務等において契約事務マニュアル（3-2）では、仕様等の入札条件における認識違いがないように、現場説明書を作成し業者の記名・押印をもらうこととされている。必ずしも現場説明会が必要とは限らないが、開催した場合は仕様書・図面等の現場説明書とともに現場説明参加者名簿等を作成し保存するよう求める。 (2)長期継続契約の検討 消防団管理システム賃貸借契約は、令和2年2月の導入以後ずっと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の理由により特命随契（1者）によって単年度契約を繰り返しているが、この間の見積・契約金額の変動はない。今後もそうだとはいえず相手側の意向もあることは理解するが、事務負担の軽減のためにも「中津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例規則」第2条第2項第4号に該当する本契約について、長期継続契約（5年）の締結に向けた検討を行うよう求める。また、同規則に該当する他業務についても同様である。 (3)契約書の公印について 消防団管理システム賃貸借契約は、令和2年2月の導入以後ずっと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の理由により特命随契（1者）によって単年度契約を繰り返しているが、この間の見積・契約金額の変動はない。今後もそうだとはいえず相手側の意向もあることは理解するが、事務負担の軽減のためにも「中津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例規則」第2条第2項第4号に該当する本契約について、長期継続契約（5年）の締結に向けた検討を行うよう求める。また、同規則に該当する他業務についても同様である。	今回指摘を受けたことを課員全員で共有するとともに、「中津市随意契約ガイドライン」に基づき適切な事務処理を行います。 今回指摘を受けたことを課員全員で共有するとともに、「中津市公印規則」に基づき適切な事務処理を行います。 現場説明会の必要性を再検討するとともに、開催にあたっては、「中津市契約事務マニュアル」に則って適正な事務に努めます。 今回のご指摘のとおり、予算上、事務負担軽減の観点においても長期継続契約を選択するに値する内容であり、次年度において予算要求の際に財政課等とも協議し検討します。 今回指摘を受けたことを課員全員で共有するとともに、「中津市公印規則」に基づき適切な事務処理を行います。	

措置状況報告書

監査の名称：令和7年度 定期監査

課 名：福祉支援課

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
(1)支出事務について (成年後見制度法人後見支援事業) ① 提出された実績報告書のうち、決算報告書に勘定科目毎の合計額しか記載されておらず内訳書がないため額の正当性の判断ができない。 これは前回(令和3年度)定期監査時にも同じ指摘をしているが改善されていない。 ② 仕様書において「備品等財産を取得する経費は含めないが、本事業に必須である車両やコピー機のリースに係る経費は含めるものとする」と定めてあるが、決算報告書を見ると、耐火金庫購入費495,000円が計上されていた。 補助対象経費として認めた特別な理由を示されたい。 (障がい者スポーツ大会及び秋の交歓会補助金) 年度末に事業完了報告書を提出し、令和6年5月9日に補助金を一部返納しているが、本年度は秋の交歓会には参加していないため、令和5年5月末には事業を完了しているはずである。 補助金交付要綱第7条では、事業が完了したときは遅滞なく実績報告を提出するよう定められている。 前回(令和3年度)定期監査時にも同様の指摘をしているが、その後具体的にどのような対策を行ったのか示されたい。 (2)その他 (監査の結果) 前回(令和3年度)の定期監査で指摘された事項で改善されていないものが多数見受けられた。 相手方との交渉が必要なものやシステム改修に費用が発生するもの等は仕方ないが、様式の変更や事務の改善等、すぐにできるものもそのままになっている。 監査の結果は必ず課内で共有し、異動等で担当が変わっても確実に引継ぎができるよう注意されたい。	令和6年度実績報告からは明細の添付をしてもらっています。今後、指摘事項については速やかに改善を図るよう努めます。 成年後見事務の大きな柱の一つに財産管理等があるため、通帳等の貴重品管理に金庫が不可欠であると判断し、また国の補助金交付要綱上も備品購入費は対象経費として認められていることから、相談があった際に購入を認めたところでした。今後、仕様書を作成する際は、想定されるものをしっかり把握し、仕様書を定めるよう努めます。 障がい者スポーツ大会及び秋の交歓会補助金は、障がい者の健康増進と自立、社会参加促進のために障がい者団体の取り組みに対し支援するものです。障がい者というハンディに加え、事務局の高齢化（会員自体も高齢化している）も加わり、事務処理への理解等困難さが伴うなか、毎年、他の補助支給団体以上に事務局にお伺いし協議するなど事務処理に対しサポートを行うことで、適正実施に努めているところです。今回のご指摘を踏まえ、今後も引き続き、サポートを行い、適正実施に向け努めます。 定期監査で指摘された事項につきましては、課内で共有し、人事異動等により担当が変わる場合も確実に引継ぎを行い、今後、適正な事務処理に努めます。	

措置状況報告書

監査の名称：令和7年度 定期監査

課 名：福祉政策課・監査指導室

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
(1)支出事務について (会計年度任用職員勤怠管理) 会計年度任用職員2名について、出勤簿と勤務状況報告書に差異があるものや、休暇承認願が関係書に綴じられていないものが見受けられた。 出勤簿、各種休暇承認願、勤務状況報告書のチェックを行い、誤りが無いよう十分確認のうえ支給計算を行い、適切な勤怠管理を徹底されたい。 (2)財産管理事務について (教育福祉センター施設使用申請及び許可、使用料) ① 中津市教育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定にある使用申請書の使用条件欄などの記載漏れや誤りが多数見受けられた。 特に減免区分はほとんど記載されていない状態で、同施行規則第3条の規定にある使用許可書が使用申請書と複写となっていることから、使用許可書についても記載漏れがあると推察される。 申請書及び許可書は使用料決定の根拠となる重要な書類であり、適正に処理するよう指導すべきである。 ② 使用料の決定において、中津市教育福祉センターの設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定とは異なるものが見受けられた。 同条例別表の摘要欄において、入場料等を徴収する場合は20割相当を加算、物品の展示説明販売等の営利を目的とする場合は20割相当を加算と定めているが、施設申請書の記載内容によると加算が異なるものや加算の根拠が定かでないものがある。 同条例第14条第2項に「利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする」との規定があることから、内規等を定めるなど明確な基準で使用料を徴収するよう指導すべきである。	出勤簿の誤りにより、有給休暇日数及び給与額に誤りが生じているものがあつたため、総務課人事係と相談の上、今年度においてそれぞれ調整することとしました。その他の勤怠関係書類についても、記載誤りや保管場所誤りが生じていたため、今後は複数人でのチェック等による適正な事務執行に努めます。 会議室の利用料金が申込時の前払いであることに対し、設備については、当日の寒暖や参加者数等により、申込時の予定と異なり急遽使用・不使用となる（主に冷暖房）場合があり、一部後払いとなっています。地方自治体が使用する場合についても、口座振込で後日収納しています。 これらの管理は、現在、電子媒体（Excel）で行っており、後払いでの収納等についても記載されていますが、申請書等紙媒体への加筆修正、領収の押印等が行われていません。また、減免及び加算の根拠については、電子媒体、紙媒体のいずれにも記載がありません。 今後は、電子媒体を主とし、減免及び加算の根拠を記載する欄を設けて管理するよう指導しました。 施設及び設備の利用料金（加算及び減免を含む。）について、指定管理者が中津市教育福祉センターの設置及び管理に関する条例及び同施行規則に定める基準に基づき適切な額を徴収していると考えていますが、その記録及び利用者への額の通知方法は改善が必要と考えています。 現在の利用料金の加算や当日の利用変更状況等に鑑みると、電子媒体に確実に記録し、これを基に管理することが効率的かつ誤りが少ないと考えられるため、その旨助言を行いました。 利用者への額の通知方法についても、①利用申請日に加算・減免等が明らかな場合は、申請書及び許可書に根拠を含めその旨を記入、②利用当日の変更等が生じた場合は、それにより生じた額の変更について、上書き又は別葉を交付する等の対応を助言します。	